

第 142 回 I P U（列国議会同盟）会議（結果要旨）

参議院国際部

〈会議開催までの経緯〉

第 142 回 I P U（列国議会同盟）会議は、当初、2020 年（令和 2 年）4 月にジュネーブ（スイス）において開催される予定であったが、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症のパンデミック（世界的な大流行）を受け、同年中の I P U 会議の開催は見送られた。2021 年 1 月、I P U 執行委員会は、同感染症のパンデミック及びその影響に鑑み、第 142 回 I P U 会議をオンライン形式で開催することを決定した。

第 142 回 I P U 会議は、2021 年 5 月 24 日（月）から 27 日（木）まで、関連会合は 4 月 26 日（月）から随時（主催機関所在地（スイス）時間）、いずれもオンライン形式により開催され、133 の国・地域から 1,073 名（うち、議員 755 名）が参加した。

進藤金日子議員及び牧山ひろえ議員から成る参議院代表団は、衆議院議員 2 名と共に、日本国会代表団（団長・鈴木俊一衆議院議員、副団長・進藤金日子議員）を構成し、会議に参加した。

〈会議の概要〉

1. 本会議

本会議は 5 月 26 日及び 27 日の 2 日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

（1）「今日のパンデミックの克服及びより良い明日の構築：議会の役割」に関する一般討議

一般討議は、26 日に行われ、55 名以上の各国代表等が演説した。本会議における発言の代替として、進藤議員及び鈴木議員は意見書を、牧山議員はビデオメッセージによる声明をそれぞれ提出した。

進藤議員は、4 月 27 日に開催された「今日のパンデミックの克服及びより良い明日の構築：議会の役割」に関する持続可能な開発に関する委員会（第 2 委員会）及び国連に関する委員会（第 4 委員会）合同会議において行った発言を基に、国際的な食料安全保障の強化に向けた議会人の役割等について意見を表明した。

また、牧山議員は、新型コロナウイルス感染症がそれぞれの国や社会が内包していた様々な問題を顕在化させた点を指摘した上で、議会の積極的な問題提起により、その場限りのびほう策ではなく、抜本的な社会改革を行うべきであり、危機だからこそ協調するという認識の下、各国議会が手を携え、国際協調への動きの底支えをすべきである旨発言し

た。

27日の本会議において、一般討議及び常設委員会等の関連会議における議論を取りまとめた成果文書「議長サマリー」が承認された（成果文書の全文は別添1参照）。

（2）「気候関連災害及びその影響に起因する脅威及び紛争に対する平和及び安全保障を強化するための議会の戦略」に関する決議の採択

27日の本会議において、平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、気候変動によって引き起こされる人類及び人間の安全保障に対する実存的な脅威について懸念し、即時の多国間行動を要請するとともに、各国議会に対し、パリ協定の批准及び実施の促進等を要請するほか、各国政府に対し、「共通だが差異ある責任」の原則及び各国の能力に基づき、気候変動リスクの軽減及び気候変動への強靱性強化のための具体的な対策を講じることを要請する等の内容となっている（決議の全文は別添2参照）。

（3）「SDGs、特に責任ある消費及び生産を達成するためのデジタル化及び循環経済の主流化」に関する決議の採択

27日の本会議において、持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会に対し、SDGs、特に責任ある消費及び生産に対処する取組の一環としてデジタル化及び循環経済を重要視し、その原則を公共政策及び国家戦略において主流化するとともに、その実施を可能にする枠組みを採用するよう要請する等の内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

（4）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、27日の本会議で承認された。

（5）第144回IPU会議における平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）及び持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）の議題の採択及び報告委員の指名

27日の本会議において、第1委員会及び第2委員会により上程された第144回IPU会議における両委員会の議題及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

- ・永続的な平和を促進するための和平プロセスへの取組の再考及び再構築（第1委員会所管）
- ・パンデミック時を含めた教育部門における実施手段としての情報通信技術の活用（第

2 委員会所管)

2. 常設委員会

持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）

第2委員会は、4月27日及び5月18日に開催され、第142回IPU会議の全体テーマ「今日のパンデミックの克服及びより良い明日の構築：議会の役割」に関する国連に関する委員会（第4委員会）との合同会議並びに「SDGs、特に責任ある消費及び生産を達成するためのデジタル化及び循環経済の主流化」に関する決議案についての討議等が行われ、進藤議員及び牧山ひろえ議員が参加した。

進藤議員は、第142回IPU会議の全体テーマ「今日のパンデミックの克服及びより良い明日の構築：議会の役割」に関する国連に関する委員会（第4委員会）との合同会議において、食料安全保障について発言し、新型コロナウイルス感染症のパンデミックがもたらす食料安全保障上の課題を指摘した上で、各国は平時から可能な限り自国内で食料の安定供給を図る具体的な政策を進めるべきであるが、今般のパンデミックを克服し、国際的な食料安全保障を強化するためには、対症療法ではなく根本的な原因を解決する必要があり、議会人として必要な立法措置、行政監視の責任を果たしていく所存である旨発言した。

また、牧山議員は、「SDGs、特に責任ある消費及び生産を達成するためのデジタル化及び循環経済の主流化」に関する決議案についての討議に関し、委員会における発言の代替として意見書を提出した。牧山議員は意見書において、デジタル技術の進展により、経済活動による環境への負荷の「見える化」やコスト削減及び資源効率を含む効率の向上が可能となっており、各国、特にエコロジカル・フットプリントの数値が極めて高い水準にある高所得国において、「責任ある消費及び生産」を実現する有力な手段としてのデジタル化の活用促進を推奨する旨述べた。

3. 第207回評議員会

第207回評議員会は、5月24日及び25日に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

(1) オンラインIPU会議及び常設委員会のための特別議事手続規則の採択

オンラインIPU会議及び常設委員会の運営を規定する特別議事手続規則が採択された。

(2) 2020年度IPU決算

2020年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に基づき報告が行われた後、同年度I

PU決算が承認された。

(3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。なお、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの状況により、変更となる可能性がある。

- ・ 第13回女性議長会議（2021年9月6日、ウィーン（オーストリア））
- ・ 第5回世界議長会議（2021年9月7日及び8日、ウィーン（オーストリア））
- ・ 第143回IPU会議（2021年11月、開催地及び形式未定）
- ・ 第144回IPU会議（2022年3月20日～24日、バリ（インドネシア））
- ・ 第145回IPU会議（2022年10月19日～23日、キガリ（ルワンダ））

4. 女性議員フォーラム

女性議員フォーラムは、5月10日及び12日に開催され、「ジェンダーの視点からの第142回IPU会議の活動に対する貢献」に関する対話型討議及びパネルディスカッション：「議会における、また議会を通じた平等を目指す全ての世代」が行われた。牧山議員は、パネルディスカッション：「議会における、また議会を通じた平等を目指す全ての世代」において、新型コロナウイルス感染症によるジェンダーに関する問題を取上げ、経済・雇用面での「女性不況」を背景にドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数や女性の自殺者数が増加していることから、こうした女性の苦しみに目を向ける必要性を指摘するとともに、政治を改善するための第一歩は、社会の多様性を国政においてよりよく反映させることであり、「多様性こそが強靱性（レジリエンス）の源泉である」との認識を共有することから始めたい旨発言した。

(了)

議長サマリー

第 142 回 I P U 会議の全体テーマに関する討議

「今日のパンデミックの克服及びより良い明日の構築：議会の役割」

(2021 年 5 月 27 日 (木)、本会議にて承認)

第 142 回 I P U 会議における全体テーマに関する討議の中で行われた議論に加え、議長サマリーは、4 月 26 日から 28 日まで開催された I P U の 4 つの常設委員会（平和及び安全保障、持続可能な開発、民主主義及び人権、国連）並びに 5 月 10 日に開催された女性議員フォーラム及び 5 月 13 日に開催された若手議員フォーラムにおける審議に基づいている。本サマリーは、パネルディスカッション及び参加者からの発言によって伝えられた主要なメッセージを抽出している。本サマリーは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに対する I P U の全体的な対応及び「より良い明日の構築」の必要性への貢献として提供されるものである。

I P U 加盟国は、壊滅的な新型コロナウイルス感染症のパンデミックを制御し、収束させるための取組に着実に貢献する決意において一致した。I P U 加盟国は、命を救い、パンデミックを可能な限り早く収束させるためにより強い対応が必要であることを認識した。この文脈において、各国議員は平和、持続可能な開発、ジェンダー平等、若者のエンパワーメント、民主主義及び人権を推進するための大胆な新たな措置を推奨した。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、社会的、経済的及び政治的危機を生じさせてきた。これは国内及び国家間の不平等を悪化させ、持続可能な開発、若者のエンパワーメント及びジェンダー平等に関する進展を停滞させている。女性は男性よりも多く職を失い、かつ家事労働の負担を更に多く担っており、多くの若者は労働や教育へのアクセスがないまま取り残されている状態にあって、女性及び若者がより大きな影響を受けている。

パンデミックはまた、インターネットを通じたものを含む女性及び女兒に対する暴力の増加にも寄与しており、暴力からのサバイバーのためのサービスに対するより多くの投資並びにオンラインプラットフォーム及びテクノロジー企業

に対するより広範な規制枠組みの必要性が生じている。本サマリーに反映されているとおり、女性及び若者に特に懸念される事項が、平和から民主主義及び持続可能な開発に至るまでの全ての政策分野における議会の行動に反映されるべきである。各国議会は、政治における女性及び若者の代表を増やすだけでなく、全ての部門における女性のリーダーシップ及びジェンダー・パリティを高めるための取組を続けていかなければならない。

このように熟慮を重ねた結果、参加者は、救援活動が最も脆弱なグループに届き、ワクチン、検査及び治療が全ての人に手頃な価格でアクセス可能となるよう確実にすることを表明した。参加者は、この規模の危機には世界的な解決策が必要であり、多国間主義がそれをもたらすのに最も適していることに同意した。

平和及び安全保障に関する主要メッセージ

議会は、非暴力的方法で紛争に対処するための主要な場であるとともに、強靱性を構築し、制度を強化し、人々の安全を向上するための政策に関する包摂的な討議のための中心的なフォーラムである。各国が将来のパンデミック及びその他の影響から回復できるよう、強靱性を構築し、能力開発を強化するため、各国議会は新たに生じたリスク及び予防措置に焦点を当てなければならない。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、健康危機及びその波及効果に対応するため、軍事費を削減し、予算の優先事項を変更する必要性を明らかにした。政府開発援助を増額し、資金を新型コロナウイルス感染症からの回復に直接割当てなければならない。

各国議会は、単に機能するだけでなく、費用対効果の高い平和構築及び紛争予防のために、より体系的な資金調達を支援する必要がある。平和構築の取組に女性を含めることは、これらの取組の成功及び和平合意の持続可能性にとって重要である。全ての政府が、十分に資金のある女性、平和及び安全保障計画を有することも必要不可欠である。不安定性の防止のため、各国議会は若者にも焦点を当て、彼らが労働及び教育の機会にアクセスを有することを確実にしなければならない。

平和及び安全保障を向上し、強靱性及び人間の安全保障を構築するために、各国議会は新たに生じたリスクを優先し、素早く行動し、地方の法執行機関及び治

安部門を含む地方の対応のための能力を強化しなくてはならない。地方、国、地域及び世界的レベルにおいて規模が拡大され、異なる文脈に適応され得るようなリスクに対応するための方法に対し、一層の注意が払われなくてはならない。

紛争解決及び平和維持は、行政府、民間部門、学界及び市民社会を含む全ての利害関係者と協力する各国議会にかかっている。I P Uの多国間主義に対する支持を踏まえ、議会人間の対話が地方、国、地域及び世界のあらゆるレベルにおいて一層広まり、深められることが必要である。

気候変動及び環境保全への取組なくして、永続的な平和、安全保障及び発展はない。議会人はこれに関し、全ての関連する国際的取組の実施を確実にする取組を深める必要がある。

持続可能な開発に関する主要メッセージ

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、真の意味での繁栄とは、富だけでなく健康に関するものであるべきことを明らかにした。繁栄は、健康的な環境、より良い生活の質及び自己改善とコミュニティのためのより長い時間の観点から、一層考慮されなければならない。最前線の労働者及び子どもや高齢者のケアを行う人々を含むケアエコノミーは、この見解を象徴するものであり、それゆえに、より高く評価され、資金が投入されなければならない。ケアワーカーはより強固な社会的保護を受けるに値する存在である。医療部門、環境保護、教育及びケアエコノミーのその他の構成要素における業務に適切な対価をもたらす組織、規則及び政策が強化される必要がある。

各国議会は、ケアエコノミーにおける女性の役割をより認識する必要がある。女性は自らの無報酬労働に対する財政的支援、被害の大きかった部門以外での求職支援及び手頃な価格での保育への大幅に拡大されたアクセスを必要としている。現金給付及び他の同様のプログラムは、彼らのコミュニティへの利益分配の方法として、より女性を対象にする必要がある。

若者のためのディーセント・ワークへのこれまで以上の投資及び起業へのインセンティブも高止まりする若者の失業率の抑制のために必要とされている。質の高い教育及び職業訓練へのアクセスはパンデミックによって阻害されており、各国議会は、全ての子ども及び若者に平等なアクセスを可能とする強靱な教育制

度の構築を優先課題とするべきである。

人々への配慮と地球への配慮は両立する。各国議会は、より累進的な税制度、ユニバーサル・ベーシックインカム及びその他の革新的な政策を通じたグリーン経済への変化を支援しなければならない。現在の食料システムは、数百万人もの人々を飢餓又は栄養失調に陥れ、莫大な廃棄物を生むとともに脆弱なサプライチェーンに依存するものであり、再考の必要がある。とりわけ、各国議会は、食料安全保障の状況を監視し、各国が食料の自給自足を達成することを確実にする必要がある。食料システムは、地域コミュニティにより根差したものである必要があり、主要な農業投入物へのアクセスはより公平でなければならない。

ワクチンへのアクセスに関する主要メッセージ

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、各国国民の大多数がワクチンを接種するまでは収束しないだろう。公共財であるワクチンは、最も脆弱な人々、つまり難民、亡命申請者、国内避難民、無国籍者、先住民族、法的地位に関わらず全ての移住民、障害者、拘留者、非国家武装集団の支配地域に住む人々を含む、地球上の全ての人々が容易に入手できなければならない。

各国議会はワクチンナショナリズムに立ち向かい、ワクチンが無料で、富裕国の国民だけではなく全ての人々が利用できるよう奨励しなければならない。高所得国は、COVAX及びパンデミックに対処する他の多国間の取組に対する支援を拡大させる必要がある。さらに、公衆衛生の基盤及びデジタル技術を通じるものを含む国民とのコミュニケーションを強化し、国民を守るため適切な公衆衛生措置を講じることも必要不可欠である。

現在、WHOにおいても議論されている、ワクチンの特許権の暫定的な権利放棄の問題について発言した議員は、数名の例外を除き、おおむねそのような権利放棄への支持を表明した。ワクチンのジェネリック生産が可能になれば、これまで人口のごく一部しかワクチン接種が行われていない開発途上国におけるワクチンへのアクセスが急増することだろう。この問題を解決するに当たっては、特許権は新たなワクチンの研究開発に対して重要な金銭的インセンティブを与えると主張と、公衆衛生の懸念並びに政府補助金、公的投資及び購入保証を通じて特許権保有者に対して与えられる相当程度の支援とが比較考量されなければならない。

民主主義及び人権に関する主要メッセージ

パンデミックは民主主義に試練を課してきたことは明らかである。多くの国が非常事態を宣言し、それは時として個人の自由を過度に制限している。表現の自由は、偽情報との闘いとの口実の下、犠牲となっている。記者の監禁を含む、メディアの完全性に対する制限がかかっている。過度の暴力行使及び恣意的な逮捕を含む、個人の完全性及び安全性の制限も同様である。多くの国で選挙日程が延期されており、幾つかの国では新たな日程も提示されていない。

各国議会は、基本的自由及び人権に対するあらゆる緊急措置又は制限への強力で迅速な監視を実施する必要がある。当該措置は民主的になされなければならない。各国議会は陰謀論及び誤情報と闘い、増加しつつある憎悪、人種差別、排外主義及びナショナリズムに立ち向かわなければならない。意思決定及び政治的対話全般は、事実及び科学的根拠に基づく必要がある。総合すると、これらの措置は政府と市民間の信頼構築に資するものである。

パンデミックは、議会の強化に重要な機会を与えている。多くの議会がリモート又はハイブリッドな働き方を採用したことで、近代化が加速され、議会はより柔軟で効率的になった。それでもやはり、対話、交渉及び妥協に必要不可欠である議会人と有権者との間の対面での交流に完全に取って代わるものはない。

平和及び安全、持続可能な開発並びに民主主義に対するパンデミックの多くの影響を顧みる上で、全ての議会及び意思決定者は、「一つの地球に共存している人類はただ一つである」との一つの包括的な教訓を心に留めなければならない。

気候関連災害及びその影響に起因する脅威及び紛争に対する
平和及び安全保障を強化するための議会の戦略
採択決議

(2021年5月27日(木)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第142回IPU会議は、

- (1) 気候変動に対する世界全体での対応を強化し、適応に関する能力を向上し、強靭性を高め、脆弱性を減少させるという目標を含む、2015年パリ協定と、マラケシュ(COP22)、ボン(COP23)、カトヴィツェ(COP24)及びマドリード(COP25)での気候変動会議の成果を想起し、気候変動の悪影響を回避し、最小化し、対処するための対策を構想し、実施することを求める「チリ・マドリード行動の時」における要請並びにマラケシュ、ボン、クラクフ及びマドリードでの対応する議員会議のIPU決議を強調し、
- (2) また、IPU決議「天然資源、農業生産及び人口動態変化の管理を通じた持続可能な開発の確保における議会の役割」(2011年4月、第124回IPU会議(パナマシティ)で採択)、「危機に対し強靭な開発に向けて：人口統計傾向及び自然的制約を考慮に入れて」(2014年3月、第130回IPU会議(ジュネーブ)で採択)、「持続可能な開発を達成するための手段としての平和の持続」(2018年3月、第138回IPU会議(ジュネーブ)で採択)、「気候変動への取組」(2019年10月、第141回IPU会議(ベオグラード))及びハノイ宣言「持続可能な開発

*本決議は、オンラインIPU会議及び常設委員会の運営を規定するための特別議事手続規則に沿って協議された。

—インド及びトルコは、決議全体について留保を表明した。

—ニカラグアは、本文パラグラフ3、8、11、12、13、18、28、29、30、31、32及び33について留保を表明した。

—ハンガリーは、前文パラグラフ9、14及び20並びに本文パラグラフ17、18、19、20及び21について留保を表明した。

—中国は、前文パラグラフ5並びに本文パラグラフ9、23及び25について留保を表明した。

—チェコ及びポーランドは、本文パラグラフ19及び21について留保を表明した。

—タイは、本文パラグラフ20及び22について留保を表明した。

目標：言葉を行動に移す」(2015年4月、第132回IPU会議(ハノイ))を想起し、

- (3) 気候政策、持続可能な開発、貧困削減及び普遍的な平和は全て密接に結びついていることを強調する国連持続可能な開発のための2030アジェンダ及び持続可能な開発目標(SDGs)に従い、
- (4) 国連安全保障理事会(UNSC)(以下、安保理)決議第2349号(2017年)、第2408号(2018年)、第2423号(2018年)、第2429号(2018年)、第2431号(2018年)、第2457号(2019年)及び第2558号(2020年)といった、気候変動が国際的安定、平和及び安全保障に与える悪影響に対処する安保理決議及び安保理議長声明に留意し、安保理が、気候関連災害を含む気候変動が国際的な平和及び安全保障に与える影響について繰り返し議論している事実を評価し、
- (5) また、戦争、紛争及び避難が女性に与える影響を強調するとともに、紛争管理における女性の役割並びに平和及び安全保障問題への女性の関与を強化する安保理決議第1325号(2000年)、第2467号(2019年)及び第2493号(2019年)に加え、平和及び安全保障問題に関する意思決定において若者の代表性を高めることの重要性を強調する安保理決議第2250号(2015年)、第2419号(2018年)及び第2535号(2020年)に留意し、
- (6) 持続可能で、低炭素で、強靱性のある開発への重要な基盤を提供する、1996年国境を越えた水域及び国際湖沼の保護及び利用に関する国連条約及び2015年仙台防災枠組2015-2030を想起し、
- (7) 各国の排出削減目標の確認及び拡大へと繋がり、各国政府、州、市町村、企業、金融機関及び市民社会による貢献を通じて、防止、緩和、強靱性構築及び適応のための多くの機会を示してきた、2019年9月の国連気候行動サミット、2020年12月の気候野心サミット及び2021年1月の気候適応サミットといった、気候変動に対処するための多数の世界的なイニシアティブへの国際社会の継続的な関与を歓迎し、

- (8) 世界人権宣言並びに国際人権規約及びその他の人権に関する合意を想起し、2019年9月の第42回人権理事会において、気候変動が人権及び平和に対して急速に拡大する世界的な脅威として議論されたことを歓迎し、
- (9) 災害による避難のリスクマネジメントの強化並びに災害及び気候変動を背景とした避難及び移住に対処するものに向けて機能し、災害避難のためのプラットフォームにより実行される、災害及び気候変動を背景とする国境を越えた避難者の保護のための2015年アジェンダの勧告を強調し、
- (10) 特に悪影響に対して脆弱な途上国における、気候関連のロス&ダメージ、資金調達、技術移転及び能力開発に関するワルシャワ国際メカニズムの貢献、特に、気候関連の避難を回避し、最小化し、管理するための包括的アプローチに関するタスクフォースの提言を評価し、
- (11) 気候変動に関する政府間パネルの2018年特別報告書で言及されているように、世界は、摂氏1.5度を超える気温上昇という、いわゆる転換点に差し掛かっている事を含む、前例のない課題及び不可逆的なプロセスに直面するであろうことを認識し、
- (12) 水及び土地といった天然資源が何十億もの人々、特に先住民族の生活、食料安全保障、福祉及びアイデンティティを形づくることを想起し、したがって、透明性、情報へのアクセス、包括的で有意義な市民参加、とりわけ全ての意思決定レベルにおける女性による完全で、平等で、有意義な参画並びに特に脆弱で周縁化されたグループとの対話及び協力が公平かつ平和な天然資源管理の鍵であることを想起し、
- (13) 世界の平和及び安定に悪影響を与える気候変動によって引き起こされる、人類及び人間の安全保障に対する具体的かつ実存的な脅威、特に、海面上昇、干ばつ、砂漠化、土壌劣化、極地の脆弱な生態系の変化、インフラ及び生物多様性の喪失、食料不安、水を含む天然資源の更なる欠乏並びに非経済的損失及び損害の深刻な結果について懸念し、

- (14) 気候現象が増加し、世界の一部が居住不可能になることにより、新たな、かつ／若しくは激化する避難及び移住者の動きに関する懸念並びにこれらの特に若者及び若者の将来への影響に関する懸念を再確認するとともに、世界銀行による 2018 年「大きなうねり」報告書で結論づけられているように、気候変動の緩和及び適応並びに各国の開発計画のための協同行動が、移住を強制される人の数を大幅に削減できることを認識し、
- (15) 女性及び子供、先住民族及びコミュニティ、障害を持つ人々並びに難民及び国内避難民を含む避難民を主とする、既に脆弱な状況にある個人又は集団に対する気候変動の特定の影響について憂慮し、災害又は気候変動の悪影響による環境上の理由により避難を強いられた人々は、いかなる公的な難民の地位自体からも、1951 年の難民条約によって認められた国際的保護からも恩恵を受けられないことに留意し、一方で、気候変動によって引き起こされた生存権を侵害する状況に直面する個人を国外追放してはならないという、2020 年 1 月 20 日の自由権規約委員会の見解に留意し、
- (16) 気候関連の緊張及び災害が、主に女性及び女兒に対する性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の増加を含む、周縁化、差別及び虐待の増大につながる可能性があることを懸念し、
- (17) 気候変動が既存の経済的、社会的及び政治的な不平等並びに世界各地での分配の対立に及ぼす悪影響を認識し、これらの人間の安全保障における悪影響を通して、気候変動は、特に統治機構が既に弱体化している場合において、既に存在するリスク及び差別的慣行を増加させることを強調し、気候変動の負の長期的影響は、国内外の政治的緊張の増大につながる可能性があることを想起し、紛争に苦しむ社会を含む脆弱な社会は、他に比べ、気候変動に対する適応能力が低い傾向があること及びこれらの社会は気候変動の緩和に効果的に貢献する能力が不足していることに留意し、
- (18) 食料や水への不安の高まりといったこれらの人間の安全保障への影響が、国家的、地域的及び国際的な安全保障に対する既存のリスクを悪化させ、新たなリスクをもたらす可能性があること並びに世界で最も脆弱かつ周

縁化された人々及び地域が、互いに危機を悪化させる気候危機及びもう一つの世界規模の危機である進行中の新型コロナウイルス感染症のパンデミックの双方に特にさいなまれることを懸念し、

(19) 気候危機といった劇的に変化する状況に対処するために必要な資源及び手段へのアクセスは、全て横断し、複合し得る、平和構築及び紛争管理並びに強靱性及び適応のための戦略の概念において適切に考慮されるべき、性別、人種、民族、宗教、政治又はその他の属性、国籍又は社会的出自、財産、出生又はその他の地位、能力、先住民族性、年齢並びに伝統的及び制度的な不当措置といったものに基づく、既存の形態の差別及び脆弱性によって構造的に妨げられていることに留意し、

(20) 政治が長期的に持続可能な気候行動を決定し、そのため気候の持続可能な政策を通じた公正な移行をもたらす責任は、少なくとも大部分は、個人及び消費者としての個人の選択に転嫁することはできないことを強調し、

1. 気候変動に対処し、国際的安定及び安全保障に対するその影響を緩和するため、新型コロナウイルス感染症のパンデミックとの闘いと同等の緊急性を持って即時的かつ多国間の行動を求め、したがって、全ての議会に対し、それぞれが自国におけるパリ協定の批准及び人権に基づく実施を促進し容易にするよう要請する。

2. I P U加盟議会及びその自国の政府に対し、17の持続可能な開発目標の実施を目的とした、気候変動に対して強靱な開発計画へ投資するよう要請する。

3. 緩和、強靱性構築及び適応を通じて、気候変動及び安全保障の結びつきに対処し、気候変動を制限し、気候変動に起因する安全保障上の脅威に対処する多くの様々な国家的取組を歓迎し、そして、男女双方及び先住民族のコミュニティを含む周縁化された脆弱なグループが関与する場合、対策はより紛争予防に配慮する傾向があることを強調する。

4. I P U加盟議会に対し、気候変動が平和及び安全保障を脅かすいかなる場合においても、安保理の全ての意思決定における気候変動と安全保障の関係の考慮を確保することで、国際社会が紛争の勃発又は拡大に備えることができるように活動している、ナウル及びドイツによって設立され 50 か国以上で構成される気候変動及び安全保障に関するフレンズ・グループに参加し支援することを含め、特に気候関連の安全保障上のリスクに関して、強固な気候変動に対して強靱な戦略を推進するため、自国の政府が関連する地域及び国際機関と協力することを奨励するよう招請する。
5. I P U加盟議会に対し、性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の発生率といった、とりわけ人権指標に基づいた、気候変動を背景とした安全保障関連の転換点に特に焦点を当て、リスク分析及び予測を政策に定着させるため、内戦の防止に取り組み、影響を受けるコミュニティとのパートナーシップ及び有意義な協議を支援することを奨励する。
6. 将来の課題に備え、防止策を策定するために、気候変動を背景とした急速に及び徐々に発生する災害に起因する避難を含む気候に関連する安全保障上のリスクについての研究、データ収集及び分析を促進するため、全ての利害関係者及び影響を受けるコミュニティが協力する機会を強化する必要性を強調する。
7. 各国議会に対し、気候変動の結果としての人権侵害及び準地域又は国の不安定化を回避するために、地域及びコミュニティの統治能力及び適応能力を強化するよう要請する。
8. 関係する各国議会に対し、気候変動及び安全保障の結びつきが議会での議論で適切に取り上げられるよう、S D G s の推進及び平和アジェンダの維持を目的とした、主要な予算法を含む、気候変動に対応し、ジェンダー及び紛争予防に配慮した法律の制定並びに先住民族のコミュニティ及びその他の周縁化された人々に対する気候変動の影響を十分に考慮した関連する公共政策の採用を奨励し、また、この文脈において、気候変動による安全保障及び繁栄への予測可能な将来の不安定な影響を最小限にするため、全ての平和構築及び開発への取組が、

必要に応じて、気候感度について評価されることを確実にし、また反対に、気候緩和及び適応プログラム並びに気候戦略が、紛争に配慮し、平和構築の相乗効果を最大限にするように設計されることを確実にするよう奨励する。

9. 各国政府に対し、気候変動リスクを軽減し、気候変動に対する強靭性を強化するため、具体的な対策を講じるとともに、これらの対策が、共通だが差異ある責任の原則及び異なる国内事情を考慮したそれぞれの能力に基づいていることを要請する。また、この文脈において、各国政府及び議会に対し、国連気候変動枠組条約及びパリ協定に従い、気候関連災害の影響を受けた国々を援助し、予測可能かつ持続可能な、財政的、技術的及び能力開発のための支援を提供するよう要請する。また、各国議会に対し、自国の政府が緑の気候基金への拠出により中・低所得国に対して資金援助を行うことを促すよう要請する。
10. また、各国議会に対し、気候変動に関連する災害や安全保障上のリスクに対処するに当たって必要な進展を達成することへの説明責任を自国の政府に持たせるよう要請し、気候変動の影響を是正する活動及び国連システム、その他の多国間機関、各国及びその他の関係者が、食料安全保障、避難及び災害リスクの増大に関する迫り来る変化への対処に備えるに当たっての適応策のための資金不足に対応するよう、自国の政府に対し求めるよう要請する。
11. さらに、各国議会に対し、パリ協定の下でなされたコミットメントに沿って、気候変動の緩和及び適応のプロセスを監視し、災害及び気候関連リスクを管理及び軽減するために、全ての利害関係者がコミュニティ、地域及び国家レベルで協力することを支援するため、強力な災害リスクガバナンスを促進し、先住民族等、気候変動の影響を特に受ける周縁化された脆弱なコミュニティに配慮し、防災及び減災を追求し、強靭で気候変動に強いインフラ及び自然に基づく解決法を支援する長期的な資金調達を促進し、費用の完全な透明性を確保することにより、国家財政を効果的に管理するよう要請する。

12. 各国議会及びその政府に対し、先住民族及び地域コミュニティが持つ伝統的な知識を活用することを含め、気候関連の課題に対する共通の理解を深めるための行動を取り、国民の意識向上キャンペーン及び適切な教育プログラムが実施され、学校のカリキュラムに含まれることを確実にするためのイニシアティブを支援し、簡単にアクセスできる早期警戒システムの開発を奨励するよう要請する。
13. 各国議会に対し、気候変動の悪影響を受ける人々の強靱性を高めるためのあらゆる手段を検討し、設計及び実施に当たって女性及び先住民族等の周縁化されたコミュニティの代表を全面的に参画させることにより、包括的でジェンダーに対応した国家的強靱性のメカニズムを開発し、災害リスクの軽減及び防止を強化し、災害への備えを強化するよう要請する。
14. 各国議会に対し、災害による避難のためのものを含む、予測可能で、複数年に渡り、紐付けされず、協調的かつ柔軟な人道的資金調達を促進及び増加させ、人道・開発・平和の連携を、気候変動の影響と繋げ、「より良い復興」のアプローチに従って、緊急のニーズに対応するための移行支援及びより強力で、より速く、より包括的な復興政策を可能にするよう要請する。
15. 各国議会に対し、建設的で、参加型かつ前向きな方法で気候変動の悪影響に対処する政治的意志を強化するために、市民社会を巻き込んだパートナーシップを支援するよう要請し、また、特に全ての議会人に対し、気候変動の影響に直面する主要なグループである若者との対話に取り組むよう要請する。
16. また、各国議会に対し、希少資源をめぐる企業と地域コミュニティの対立を緩和するため、民間部門における企業の社会的責任のためのより強力な措置の導入を支援するよう要請する。
17. 各国政府に対し、気候関連災害による避難及び移住に関する国際ワーキンググループを全面的に支援し、国連気候変動枠組条約の枠組み内

で、ワルシャワ国際メカニズムの避難に関するタスクフォースの勧告を実施するよう奨励する。

18. 各国議会に対し、気候変動の結果により故郷を離れなければならない人々のために、安全で秩序ある、合法的な移住を支援し、計画的かつ尊厳のある移転を可能とするよう要請する。
19. 各国政府及び議会に対し、国連の国内避難に関する指導原則を完全に実施し、移民労働者、遊牧民及び牧畜民の移動に関する権利と地域的合意を強化し、安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクトの目的及び原則を考慮するよう奨励する。
20. また、各国政府に対し、気候変動の影響により存続を脅かされ、故郷を離れる他に選択肢を持たない人々が、移住の選択並びに安全な国への入国及び定住の可能性を享受することに関して自己決定権を行使することを可能にする「気候パスポート」の概念を検討するよう、また、この文脈において、自国の領土の完全な消滅を予期し、又は消滅に伴い、事実上又は法的に市民権を失う移民に対し、市民権への完全なアクセスを認めるべく検討するよう奨励する。
21. I P U加盟議会に対し、気候変動を背景としたものを含む避難及び移住並びに移住及び難民に関するグローバル・コンパクトの実施に関するフォローアップを要請するため、国連総会で発言する権利を活用するよう招請する。
22. 関係する全ての国家に対し、気候関連災害の結果によるものを含む、不安定、脆弱性及び紛争に苦しむ国の当事者への武器の輸出に禁輸措置を課すために、共通の立場に合意することを勧告する。
23. 各国政府に対し、早期警戒、紛争予防、危機管理、調停及び平和支援活動並びに紛争後の復旧を含む平和構築の全ての活動分野に、気候変動関連の安全保障上のリスクの削減を含めること、国連システムが気候変動と安全保障の相互関係をより良く認識し、評価し、行動できるようにすること、気候関連のリスクが国際平和及び安全保障にもたら

す脅威を認識するよう安保理に要請すること、及び新たに創設された気候と安全保障に関する国連メカニズムを、（関連する国連機関による、適切なリスク評価及びリスクマネジメント戦略の作成及び普及を促進する際に）支援することを奨励する。

24. 各国議会に対し、気候変動に関連する現在及び将来の安全保障上のリスクに対処するに当たって適切な集団的対応を模索するため、各国の経験及びグッド・プラクティスを活用し、気候関連の安全保障上のリスクに関する国際的、地域的及び国境を越えた協力を強化することを確実にすることを要請する。
25. この件に関して、ソマリアの国連ミッションでの最初の気候及び安全保障顧問の設置といった、当該分野における能力の強化のための具体的な取組を歓迎する。
26. 全ての国家に対し、人間とそのニーズを全ての政治的熟慮の中心に置く、野心的な気候保護、強靱性構築及び先見性のある行動は、気候の正義を達成するためだけでなく、平和アジェンダの維持を追求するための前提条件であることを想起させる。
27. また、全ての国家に対し、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の下でなされたコミットメント、とりわけ平和及び安全のうちに生活する権利、自らの土地、領域及び資源の環境並びに生産能力の保全及び保護に対する権利、自らの土地、領域及び資源の利用の優先順位について協議を受ける権利並びに国家若しくはその他の主体との紛争及び争議の解決のための正当かつ公正な決定を受ける権利を想起させる。
28. I P U加盟議会に対し、この文脈において議会人を啓発し、能力強化する狙いのもと、地域の「気候議会」を設立又は強化し、アジア（バングラデシュ、中国及びインド）、ラテン・アメリカ（ボリビア、チリ、エクアドル、ペルー及びより広範な気候変動に関する議会ネットワーク「パーラアメリカ」）、中東及び北アフリカ（ヨルダン、モロッコ及びチュニジア）、サブサハラ・アフリカ（ベナン、コートジボワール、コンゴ、セネガル及びタンザニア並びに全アフリカ議会の協

賛) 及び欧州 (欧州議会内) におけるイニシアティブの例に倣うよう奨励する。

29. 各国議会に対し、パリ協定におけるコミットメントに沿って自国の行動計画を採用、実施及び監視し、それによって気候関連災害とその影響から生じる上記の課題、脅威及び紛争に備えた戦略を確立するよう要請する。
30. また、各国議会に対し、新型コロナウイルス感染症のパンデミックからの回復策の一環として、環境に優しいプロジェクト、グリーンな景気刺激、スマートビルディング及びグリーンな公共交通機関への融資に向けた「グリーンローン」の概念を促進することに貢献するような、太陽光や風力といった、よりクリーンな代替エネルギーへの移行を奨励し、クリーンエネルギーへの投資を優先し、又は企業への援助及び銀行融資を、特に炭素集約型の分野における排出量の大幅な削減に結び付けることを要請する。
31. I P U加盟議会に対し、平時・戦時を問わず、環境に対する広範で、長期的かつ深刻な損害を防止及び処罰するために刑事法を強化すること、また、気候関連災害及びその影響に起因する脅威及び紛争を防止するため、エコサイドの犯罪を認める可能性を検討するよう招請する。
32. I P U加盟議会及びその政府に対し、世界的なパンデミックへの対応から得られた教訓を評価するよう要請する。国際協力及び危機管理から得られる教訓は、気候関連の脅威やその他の将来の一般的な脅威に対処する際に、重要な価値を持つことを証明し得る。
33. また、I P U加盟議会及びその政府に対し、とりわけ気候変動によって引き起こされる食料や水への不安を更に助長する、違法・無報告・無規制 (I U U) 漁業や持続不可能で不公平な水資源の利用といった環境に対する気候以外のストレス要因や人為的脅威を軽減及び撲滅するための政策を制定及び実行するよう要請する。

34. I P U加盟議会に対し、第 146 回 I P U会議までに、I P Uの平和及び安全保障に関する常設委員会の事務局に対し、本決議の実施を達成するために取られた措置を伝達するよう招請する。

SDGs、特に責任ある消費及び生産を達成するための
デジタル化及び循環経済の主流化

採択決議

(2021年5月27日(木)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第142回IPU会議は、

- (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダを推進するというコミットメントを再確認し、持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための行動の加速を要請する、SDGサミット政治宣言(2019年9月)を全面的に支持し、
- (2) 各国の事情を考慮しつつ2019年の国連環境総会の閣僚宣言、特に「資源効率が良く低炭素な経済を達成するため、統合された完全なライフサイクルアプローチと(それに基づく)分析を行い、国の資源管理戦略を改善する」との全世界の政府によるコミットメントを想起し、
- (3) 持続可能な消費及び生産並びに包括的かつ持続可能な産業化を達成するために、資源のより効率的で公平な利用のための世界的循環経済への移行を支援することを目的とする、循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンスの確立に留意し、
- (4) 循環経済及びデジタル化並びにこれらの間の相互作用は、SDGs、特に責任ある消費及び生産を達成するために大きな貢献をなし得ることを強調し、
- (5) 新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、我々は危機を背景に限られた手段を一層効率的に使用せざるを得ない大きな混乱に直面していることに留意し、

*本決議は、オンラインIPU会議及び常設委員会の運営を規定するための特別議事手続規則に沿って協議された。

—インドは、前文パラグラフ7及び29について留保を表明した。

—ニカラグアは、本文パラグラフ3、8、20及び28について留保を表明した。

- (6) 新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、特にジェンダー平等及び貧困の削減を達成するために苦勞して得た開発の成果を覆し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダで取り上げられた深刻な経済的及び社会的な不平等並びに課題を明らかにすることにより S D G s の達成をより一層必要かつ差し迫ったものとしたことを強調し、
- (7) 責任ある消費及び生産は、社会的及び経済的発展の機会を創出しつつ、天然資源の効率的な使用を可能にし、環境悪化、汚染及び廃棄物を最小限に抑え、また、ライフサイクルの各段階に配慮し、それゆえ貧困の撲滅と繁栄の共有に貢献することから、極めて重要かつ横断的な S D G s の要素であり、環境に配慮したより良い復興の極めて重要な手段であることを強調し、
- (8) パンデミックの危機は、長く複雑なバリューチェーンの不安定さ並びに生産及び消費の直線型の「資源の投入、生産、使用、廃棄」構造の欠陥を明らかにしたことを認識し、
- (9) 製品の価格が、汚染の影響や低賃金労働など、人々の健康や生活の質にマイナスの影響を与える環境的又は社会的コストを、必ずしも反映していないことを留意し、
- (10) 消費者への適切な製品情報の公開を奨励し、生産チェーンにおける透明性を高めるための対策の開発を促進し、
- (11) 循環経済への転換は、主に製品製造又は資源集約型の産業及びバリューチェーンに関連付けられているが、サービス主体の産業を含む経済全体に言及するものであり、あらゆる産業及び分野にわたる全ての関係者の関与が必要となることを強調し、
- (12) 世界は現在、欧州循環型経済行動計画等の政策イニシアティブを通じた、より循環的な経済及びデジタル革命の創造の真ただ中にあり、その双方とも我々の経済及び社会を変革する力を備えていることに留意し、

- (13) また、現在、国内外の政策立案者がその足並みをそろえたり、政策同士をつないだりする必要性が増加していることから、双方の移行を促進及び規制するために大きな努力を払っている点に留意し、
- (14) 「開発のためのデジタル」（D 4 D）政策を通じて、デジタル化がどのように人々の生活を変え得るか、そして、包摂的で、公平で、効率的で、手頃で、迅速で、とりわけ持続可能な世界の成長をもたらすかを強調し、
- (15) デジタル化が、新たなデジタルプラットフォームを形成し、製品及びプロセスの仮想化に基づく新たな種類の市場の創出を支援し、また、利害関係者とのより簡単で効率的なネットワーク形成、協力及び共創を促進することに留意し、
- (16) デジタル化はコストの削減及び資源効率を含む効率の向上に役立つことを念頭に置き、
- (17) 新型コロナウイルス感染症のパンデミックが、インフラ及び技術へのアクセスが限られていることにより、世界中で教育に対する厳しい課題をもたらしている一方、多くの場合バーチャル技術を備えた、学習、ネットワーク形成及び共創のための国際的なデジタル学習及び協力プラットフォームの重要な役割を強調し、
- (18) デジタル化自体が目標ではなく、17のSDGs全てを効果的に達成するための実施手段及び促進剤であることを認識し、
- (19) 新型コロナウイルス感染症の危機はデジタル化を加速させたという事実を強調し、
- (20) パンデミックの結果、物理的な距離の確保という規定の保健上のプロトコルによる人々の移動の制約のために、特に、私的財及び公共財の双方の取引に関して、デジタル化に向けた消費者行動が急速に変化したことに留意し、

- (21) いかなる将来の防災戦略も（ビッグ）データに基づいたものとなることを強調し、
- (22) 現在の危機の中での機会を十分に捉えるため、回復過程において連帯することで、最も脆弱な人々が循環経済及びデジタル移行の犠牲になることを避けるよう十分に配慮し、
- (23) 循環経済への移行により、各国は、成長と資源の利用及び環境に対する影響を切り離し、経済機会をもたらし、長期的な強靱性を構築し、環境及び人々の健康を守る可能性を有することを強調し、
- (24) 主要部門における循環経済原則の実施が、温室効果ガス排出量の削減及び気候変動への適切な対処に重要な役割を果たし得ることを強調し、
- (25) 環境的に持続可能な製品は、特に開発の初期段階では、容易に入手できず、消費者にとって手の届かない価格であり、使いにくく又は機能的でなく、魅力的ではないことがあるため、資源効率の高い製品に対する消費者の需要を創出するのは難しい課題になる可能性がある点に留意し、
- (26) 循環経済を強化するためのデジタル化の可能性を認識し、循環経済及び持続可能性の原則がデジタル化の中心にあるべきであることを強調し、
- (27) デジタル化及び循環経済はモノのインターネット（IoT）、人工知能、ロボット工学、ビッグデータ、3D印刷、拡張現実及びブロックチェーンといった「橋渡し技術」に基づいていることに留意し、
- (28) 循環経済及びデジタル化は公平な経済成長に貢献し、かつ、女性及び脆弱な人々の経済的エンパワーメント並びに若者主導の集団的行動を実現させる可能性を有することを認識し、
- (29) デジタル化及び循環経済の主流化には、あらゆるレベルにおける野心、政治的意思及び抜本的な構想の転換が必要であり、それは標準的なデジタル及び環境の政治的課題をはるかに超えたものであり、社会の全ての

部門が参加する体系的な国家的なアプローチ及び強化された国際協力に基づかなければならないことを強調し、

1. 各国議会に対し、SDGs、特に責任ある消費及び生産に対処する取組の一環として、デジタル化及び循環経済を政治課題のなかでもより重要視するよう招請する。
2. 各国議会に対し、デジタル化及び循環経済の原則を公共政策及び国家戦略において主流化し、その実施を可能にする枠組みを採用するよう要請する。
3. 女性及び多くの脆弱な人々並びに先住民族、人種化されたコミュニティ及び障害者を含めた周縁化された社会層のデジタル経済の移行における完全な参加を高めるため、彼らによるデジタルプラットフォームへのアクセスに関する既存の不平等の減少が十分に考慮されるべきであることに留意する。
4. 各国議会に対し、循環経済モデルによって価格、品質及び利便性の面で拡張可能かつ競争力のある持続可能な製品及びサービスの提供を可能にすることを目的として、経済的及び財政的動機付けを含む適切な規制の枠組みを推進するよう奨励する。
5. 全ての関係者に対し、スマートなデジタル化の大きな社会的、経済的及び生態的優位性から利益を享受しつつ、パンデミックの中で正しい革新的な選択を行い、将来性のある持続可能な部門及び技術を優先するよう要請する。
6. 各国議会に対し、2030 アジェンダの達成の実施手段として、新型コロナウイルス感染症からの強靱かつ低炭素で包摂的な回復の必要性及び機会を認識するよう要請し、各国の事情を考慮しつつ、回復計画がとりわけデジタル化及び循環経済原則に基づく、責任ある消費及び生産の実践を取り入れることを確実にするよう招請する。

7. 各国議会に対し、食品サプライチェーンのあらゆる段階及びレベルにおける食品廃棄物及び食品ロスに対処する法律を制定し、食物利用が最適化され、資源のロス及び廃棄が最小限に抑制されるような、統合された農業・食料システムの構築のための新たな技術の利用を奨励するよう要請する。
8. 各国議会に対し、持続可能な資源管理を促進するために、再生に適した製品のデザイン、原材料消費の削減及び二次資源の活用を含む修理、再使用及び資源の再生を奨励する政策を支持するよう要請し、使い捨て製品の大量消費に依存しない新たなビジネス及びサービスモデルを促進するよう招請する。
9. 各国議会に対し、中央及び地方の全ての公的機関の機能が、環境に優しくかつ持続可能な調達の法的枠組み及び監視制度の導入を含む、デジタル化及び循環経済双方の原則を取り入れながら、持続可能性に対するより包括的なアプローチをとることを確実にするよう要請する。
10. 各国議会に対し、循環経済に関する基準、規制及び政策の国際政策協調を奨励するよう招請する。
11. 各国議会に対し、循環経済の可能性を最大化することを目的とした、IoT、人工知能及びブロックチェーンといった、デジタルソリューションの開発及び活用に資する環境を醸成するよう要請する。
12. また、各国議会に対し、デジタル化及び循環経済を可能とする環境を作り出す取組の一環として、データポリシー及び共通データ体系に特に重点を置くよう要請する。
13. 各国議会に対し、デジタル化及び循環経済に基づく資源効率的かつクリーンなテクノロジー及び革新的なビジネス慣行の導入、拡大及び拡散のために相互に合意した条件で、特に開発途上国への技術移転を含めたイノベーション及び知識共有を高めるための研究開発を奨励するよう招請する。

14. 各国議会に対し、デジタル技術へのアクセス及びその実施を促進し、データ管理問題の支援を提供することで持続可能な開発を達成するための後発開発途上国のデジタル移行において重要な役割を果たす、国連総会決議 A/RES/71/251 により設立された「後発開発途上国のための技術バンク」との協同を促進するよう奨励する。
15. 援助国の議会に対し、国際的開発協力機関が、新型コロナウイルス感染症の経済回復及びSDGの実施の支援を目的とした同機関による財政支援及び能力構築プログラムにおいて、デジタル化及び循環経済原則を主流化することを奨励するよう要請する。
16. また、各国政府に対し、可能な限り早い段階において、デジタルスキル及び循環的な生活様式を教育に組み込み、持続可能な取組への消費者の関与を奨励するための啓発活動を行うよう要請する。
17. 各国議会に対し、市民のデジタルエンパワーメントのためにデジタルソリューションへの市民のアクセスを可能にする環境を生み出すよう招請する。
18. また、各国議会及び政府に対し、特に若者及び女性の起業家をエンパワーしつつ、デジタル及び循環経済双方のビジネスモデルの開発を奨励するため、適切な財源を割り当てるよう招請する。
19. さらに、各国議会に対し、ジェンダーによるデジタル格差を縮小するため、STEAM科目における女性及び女兒の教育機会並びにデジタル技能開発を強化するジェンダー包摂的な教育制度及び政策を促進するよう招請する。
20. 各国議会に対し、循環経済及びデジタル化の原則に従い、コミュニケーション、輸送、エネルギー、水及び衛生システムをデジタルによって最適化する、包摂的で、安全で、強靱で、かつ持続可能なスマートシティの開発を通じて、都市の持続可能性を促進するための地域及び地方機関による取組を支援するよう奨励する。

21. 排出を削減するために原材料の使用を最小限に抑える建築慣行を採用すること、建設及び解体廃棄物の回収率を高めること、また、エネルギー効率を向上させ、既存の建築物の寿命を延ばすことにより、循環型建築環境を目指して努力する緊急の必要性を強調する。
22. 各国議会に対し、循環経済モデルを気候変動に対する国家の対応に組み入れることを奨励するよう要請し、また、各国議会に対し、材料消費を削減し、低炭素な代替品を使用する循環設計を促進しつつ、気候変動政策及び戦略に、製品の利用度を最大限に高め、寿命を延ばすことで製品の有用性を最適化し、リサイクル（廃棄物の資源利用）を強化する措置を盛り込むことを確実にするよう招請する。
23. また、各国議会に対し、生産サイクルにおける有害化学物質のいかなる混入をも制限するため、製造において使用される全ての材料に関し完全な透明性を奨励し、更に完全にリサイクル可能な材料の使用を促進するよう要請する。
24. 各国議会に対し、官民パートナーシップを通じたものを含め、採掘産業向けの健全な環境的及び社会的基準、並びに二次原料の持続可能なリサイクルを強化し、デジタル経済に関連する課題を軽減する基準及び政治的枠組みの導入を支持するよう招請する。
25. 各国議会に対し、より強靱で経済的及び環境的に持続可能な旅行及び観光産業を発展させる手段として、循環型調達並びに循環型デザイン及び製品に代わるサービスを含む、デジタル化及び循環型ソリューションを促進するよう要請する。
26. 各国議会に対し、循環経済及びD4Dがその可能性を最大限発揮できるように、政府が安全で、容易に利用でき、手頃なインターネット普及、接続性、データ保護／プライバシーのための規制枠組み並びにサイバーセキュリティ基準及びガバナンスのための適切なデジタルインフラに投資することを確実にするよう要請する。

27. 各国議会に対し、消費者行動の変化、イノベーションの奨励並びに技術の拡大及び普及といった長期的な利益をもたらす循環型ビジネスモデルの実施を動機付けるよう招請する。
28. 各国議会に対し、例えばコンテスト及びハッカソンを通じた共創を奨励することにより、循環経済に関連する課題に対するデジタルソリューションを見つけるための学校、研究機関及びネットワーク並びに他の関連する利害関係者（企業、NGO及び国際機関など）間の国内外におけるネットワーク形成及び協力を促進するよう要請する。
29. 各国議会に対し、デジタル化及び循環経済への移行を加速するための取組が、材料及びエネルギー利用の増加、温室効果ガス排出量の増加、国内外におけるデジタル格差の拡大、IT業界における環境フットプリントの増加、そして安全保障及び人間の健康に対する移行の悪影響といった潜在的リスクに確実に対処するよう招請する。
30. IPUに対し、循環経済、環境及びデジタル化に関する根拠を収集し、それら間の相互作用を描き、議会活動の指針を推進するために、加盟議会及び他の組織との協力を強化するよう要請する。
31. また、各国議会に対し、議会の承認を必要とする自由貿易協定を将来承認する際に、デジタル化及び循環経済原則並びにこれらに関するより高度な目標が組み込まれていることを確認するよう要請する。
32. 各国議会に対し、適切に抽出、調査及び管理され、標準化され、比較可能で、高品質なデジタルデータの利用の支援を招請し、また、デジタル化の促進は、安全で持続可能な循環経済の重要な要素である効率的かつ信頼できる情報収集及び配信を支援するための重要な手段であることを強調する。
33. 各国議会に対し、異なるタイプのデータを識別することによりデータの共有に関する議論を合理化し、各国の状況に応じてデータへの公正なアクセス並びに国際的に承認されたデータ保護原則、知的財産権及

びその他の関連する法的枠組みに準じた公正なデータ保護を確保することにより、公正で機能的なデータ規制を確立するよう要請する。

34. 各国議会及び政府に対し、利害関係者（市民社会、企業及び行政等）が自らのオープンデータを提供することの重要性に対する認識を高め、法的に可能な場合、当該利害関係者をデータ経済の積極的な参加者及び知識の共同創造者にするために、利害関係者との対話を奨励する。
35. 各国議会に対し、持続可能な生態的、社会的及び経済的開発の側面を中心としたデジタル革命を積極的に形成するための手段として、人々の基本的なデジタルスキルとインターネットリテラシーの不足に取り組み、IT、人工知能、ブロックチェーン及びその他のデジタルに関する専門家の数を増加させることを目的とした措置を構想するよう要請する。
36. 各国議会に対し、デジタル化及び循環経済の間の相互作用、並びに強靱かつ環境に優しい回復の促進及びSDGs、特に責任ある消費と生産の達成におけるその可能性についての議員間の意識を高め、知識を増やすことを目的として、情報及びベストプラクティスを交換し、能力構築プログラムを実施するよう招請する。